

## 第 27 回 緊急時対策指針検討会 議事録

1. 開催日時：平成 25 年 2 月 14 日（木）13:30～16:00

2. 開催場所：日本電気協会 3 階 303 会議室

3.出席者(順不同，敬称略)

委員：岩崎主査(関西電力)，畠埜(九州電力)，山本(日本原子力研究開発機構)，三澤(中部電力)，武蔵(北海道電力) (計 5 名)

代理：山本(日本原子力発電・沼田代理)，外山(東京電力・海野副主査代理)，山田(北陸電力・河村代理)，高畑(四国電力・青野代理)，門馬(東北電力・小笠原代理) (計 5 名)

常時参加者：高井(原子力安全推進協会) (計 1 名)

オブザーバ：楠木(関西電力)，土肥(電源開発)，椎名(日本原子力研究開発機構) (計 3 名)

事務局：芝，大滝(日本電気協会) (計 2 名)

4.配付資料

資料 27-1 第 26 回緊急時対策指針検討会議事録(案)

資料 27-2 JEAG4102 改定について(必要性等)

資料 27-3 JEAG4102 改定方針(分科会中間説明用)

資料 27-4 JEAG4102 添付 EAL 策定方針案

参考資料-1 緊急時対策指針検討会名簿

参考資料-2 新安全基準骨子案

参考資料-3 原子力災害対策指針(パブコメ案)

(1)定足数確認等

主査による代理出席者 5 名及びオブザーバ 3 名の承認後，事務局より，出席委員が代理出席者 3 名を含め，委員総数 11 名中 10 名出席で会議招集の定足数(委員総数の 2/3 の 7 名)を満たしているとの報告があった。

(2)前回議事録の確認

事務局より，資料 26-1 に基づき，前回議事録案について説明があった。一部修正し，正式な議事録とすることを確認した。

(3)新安全基準，原子力災害対策指針への対応につて

主査より，新安全基準の対応については，緊急時対応は，主に設備対応等であるので，原則として緊急時対策指針に反映することはないと考えられる。本検討会では，従来の防災指針の見直しである原子力災害対策指針(以下指針)の反映が必要であり，参考資料 3 で指針の紹介があった。また，資料 27-4 に基づき，JEAG4102 に規定する緊急時活動レベル(EAL)の設定方法について(たたき台)の説明があった。

(主な質疑。コメント)

・指針の EAL の設定については，JEAG4102 に付けることになるのか。

・資料 27-4 の P5 に記載の防護措置勧告の導入の概念は，事業者としては何をやるかは，P10 の緊急事態区分の考え方で行うのか。具体的には，指針の表を見て実施するのか。

その通りであるが、米国では防護措置勧告に基づき ET を実施する概念であるが、指針の概念は米国の概念とは異なっている。

- ・ 指針はどのような位置付か、米国の NEI9901 に相当するのか。  
JEAG4102 は、( NEI9901 に基づき ) 具体的に設定する。
- ・ J 指針には準備段階から復旧までの 4 段階を記載しているが、JEAG4102 にはこの概念を記載する必要はないのか。  
指針には、OIL も入っており、指針の 4 段階の考えが明確でないので JEAG4102 に入れるかどうかは難しいと考える。
- ・ 適用範囲に「指針の EAL に適用しない」となっているその意図は。  
法体系では、指針に従う必要はないが、事業者としては本来 EAL 設定する必要があるとの意味である。
- ・ 国の動きは、JEAG4102 の策定スケジュールに影響すると考えるが、EAL の場合は国の動きにはあまり影響を受けないものか  
国の動きに対しては関係ないが、民間としては ( EAL の設定は ) 必要である。事業者としても考え方を持つ必要がある。あるべき姿として民間として準備することは重要である。  
指針には EAL について書かれているが、法令 ( 10 条 15 条 ) を変更しないと法令に基づいた EAL を設定するのは難しい。
- ・ JEAG4102 の改定に入れる EAL は、国 ( 指針 ) の EAL が本来の考え方が  
NEI9901 が本来の基準だと考えられるので、あるべき姿である NEI の考えを目指して記載したい。

#### (4) JEAG4102-2010「原子力発電所の緊急時対策指針」の改定について (分科会中間報告)

主査より、資料 27-3 で次回運転・保守分科会に報告する内容についての説明があった。分科会では、EAL の考え方の骨子を中心に状況を説明することで、本資料に基づき説明することとなった。また、JEAG4102 の記載範囲は、原子力災害対策法に基づき規定することで、SAMG の範囲 ( IAEA の 3 . 4 層、シビアアクシデント ) までは含めないことと概ね了承された。

#### (主な質疑。コメント)

- ・ 現行の JEAG4102-2010 では、まえがきで「SA 研究などの新しい知見等を取り込むことが肝要」と記載されている 新安全基準には SA については記載が多く入っているが、JEAG4102 の改定に SA は入れる必要はないのか。  
現在の SA は、DEC の領域を SA としている、JEAG4102-2010 での SA では、AMG (平成 14 年公表) が原災法に取り入れられていないので、その考えも取り込むことが適切であるとの意味でそのような記載となっている。AMG は炉心損傷のマネイジメントの組織について書かれており、それを反映した方が良いのとの考えであった。現在の SA とは、考えが異なる。
- ・ 来年度中には、JEAG4102 を作る必要がある。
- ・ JEAG4102 の改定は、SA の対応も含めて改定することか、IAEA の 5 層を想定している。
- ・ SAMG の 3.4.5 層を包括的に入れる対応が必要だと思うが、5 層だけで良いのか、もっと広い考えで改定した方が良いのでは。  
国際基準では EP は行為と介入を分けると言われている。EP と「緊急時」の考えは異なる。
- ・ 3~5 層をすべて JEAG4102 に入れるのは難しいのは解るが、現場では SA も防災だと

- いわれており、規格基準でその点をどのように入れるのが悩ましい。
- ・事業者が実施するのは防災であり、JEAG4102に入れるかどうかは別としてどこで受けるか悩ましい。法体系も含めて明確に分けないといけない。
  - ・JEAG4102が事業者が防災計画を作る上での指針であれば、防災計画にはSAの訓練等が入ったり、JEAG4102に入れる必要はないか  
炉規制法上、訓練は原災法では扱っていない、海外基準は、EPとSAとは明確に分けている、考え方が異なる。
  - ・米国はもっと広く記載しているのでは、JEAG4102を受けて作っているJANTIの訓練のGLでは、3,4,5層に対応しているが。  
JEAG4102は緊急時の専用の考えが必要であり、緊急時をしっかりと定義し規定したい。  
国際基準のEPに合わせて5層としたい。
  - ・事業者防災業務計画は、SA、SAMも対応も書かれているが、JEAG4102と差異が出るのでは。  
分科会、規格委員会に上程する上で、JEAG4102の策定の考え方、立ち位置、前提条件をきちんと説明する必要があると考える、QA等に対応してはどうか。
  - ・JEAG4102は、原災法に基づき防災業務計画の策定（5層、米国の基準、法体系に合わせて）の指針として規定したい。

(5)その他

次回、開催日程については、4月24日(水)で仮設定することとした。

以上